

令和元年度  
(2019年度)

# 財務部の運営方針

## <部の構成>

資産活用課、財産管理課、契約課、工事検査課、税務室税制課、  
税務室市民税課、税務室資産税課、税務室納税課、税務室債権回  
収課

## <担当事務>

- (1) 市有財産の総括管理及び活用に関すること。
- (2) 契約及び工事の検査並びに審査に関すること。
- (3) 市税に関すること。
- (4) 税外債権に関すること。
- (5) 財産区に関すること。

## <部の職員数>H31年4月1日現在

正職員	128名
再任用職員	12名
任期付職員	1名
非常勤職員	5名
合計	146名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

## 1. 基本方針

財務部は、主として、市政運営の基礎となる「税」「契約」「財産」に関連した業務を担っています。

令和元年度（2019年度）においても、引き続き税の公平性、明確性を確保するため、正確な事務執行に努め、徴収率の維持・向上と併せて、税外債権の未収金の縮減に向けて取り組みます。

入札・契約に関しては、公平性、公正性、透明性の確保及び競争性の向上に引き続き努めます。

財産については、「公共施設マネジメント推進計画」に基づく取り組みを進めるなど、適正な管理と有効活用に努めます。

財務部では、これらの専門性の高い業務を適切かつ効率的に執行するとともに、市民に対してきめ細やかな説明責任を果たすため、継続的な人材育成に力を入れていきます。

## 2. 重点施策・事業

### (1) 民間提案制度の実施

方向性	本市が保有する資産を有効に活用し、新たな財源確保を図るとともに、事業者にとっても企業価値の向上等につながるよう、ネーミングライツを含めた民間事業者等の創意工夫を生かした提案を募集します。
取り組み	平成30年7月から、枚方市市有資産民間提案制度を開始し、岡東中央公園についてネーミングライツ契約を締結しました。今後も引き続きネーミングライツ契約の締結を推進するとともに、より効果的な市有資産の有効活用を推進します。

### (2) 公共施設マネジメントの推進

方向性	今後老朽化が懸念される公共施設について「枚方市公共施設マネジメント推進計画」に基づき、機能の見直しや「更新」「統廃合」「長寿命化」などを計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な施設配置を実現できるよ
-----	--

	う、公共施設マネジメントを全庁横断的に推進します。
取り組み	平成 30 年度に実施した一次評価（定量評価）により二次評価の対象となった施設及び築 30 年以上となる施設を対象に、二次の定性評価を行います。また、個別施設計画の骨子を作成するとともに、施設評価の結果を踏まえて同計画の策定に向けて取り組みを進めます。
	平成 31 年度当初予算：682 千円

(3) 未収金対策の強化	
方向性	市税については、これまで現年度課税分に重点を置いた徴収を行うことにより滞納繰越を防止する取り組みや、債権を中心とした適正な滞納処分の執行等の取り組みにより、平成29年度に徴収率98.6%を達成しました。今後も引き続き徴収率の維持・向上に努めます。 税外債権については市債権管理及び回収に関する条例に沿った適正で効率的な事務処理を行い、未収金の縮減に向けて取り組みを進めます。
取り組み	市税の収入確保については、滞納整理にあたって、これまで効果のあった取り組みを充実させ、滞納繰越額をさらに縮減させていきます。 税外債権については、平成 30 年度から参加した大阪府域地方税徴収機構へ引き続き参加することとし、市債権管理及び回収に関する条例に沿った適正で効率的な事務処理を行うため、平成 30 年度に雇用した弁護士職員を有効に活用し、未収金対策強化の取り組みを進めます。 《目標値》 市税の徴収率：98.6%

### 3. 行政改革・業務改善

#### ◆新行政改革実施プランの改革課題

改革課題	取り組み内容・目標
4. 市有財産の有効活用	新たな財源確保策として施設へのネーミングライツ等、市が保有する土地・建物の有効活用に関して民間事業者等から提案を募集する制度を開始し、市有財産の有効活用を図ります。
6-2. 市税等の収入確保 (未収金対策の強化)	市債権管理及び回収に関する条例に沿った適正で効率的な事務処理を行うために昨年度雇用した弁護士職員を有効に活用することや同じく昨年度から参加した大阪府域地方税徴収機構へ引き続き参加することなど未収金対策強化の取り組みを進めます。また、市税については、滞納整理にあたって、これまで効果のあった取り組みを充実させていきます。
14. 外郭団体等の経営健全化の促進	外郭団体等経営評価員の指摘等を受け策定した「外郭団体等の経営状況等の点検・評価結果に係る対応方針」に沿った取り組みを

	行います。また、平成 25 年 6 月に策定した「枚方市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」については、平成 29 年度で計画期間が終了し、目標を達成しました。平成 30 年度以降は、再び健全化団体の基準を超えないよう簿価の管理を行うこととしており、平成 30 年度は基準以内を維持しました。令和元年度（2019 年度）も引き続き適切な管理に取り組めます。
19. 公共施設等総合管理計画の策定及び推進	将来人口を見通した公共施設等の最適な配置を実現するため、平成 28 年度に策定した「枚方市公共施設マネジメント推進計画」に基づき、取り組みを推進します。また、平成 30 年度に実施した一次評価（定量評価）により二次評価の対象となった施設及び築 30 年以上となる施設を対象に、二次の定性評価を行います。また、個別施設計画の骨子を作成するとともに、施設評価の結果を踏まえて同計画の策定に向けて取り組みを進めます。

#### ◆業務改善のテーマ・目標

テーマ	取り組み内容・目標
業務マニュアルの充実	部内各課において、共通認識と効率的な事務執行を図るため、業務マニュアルの充実に努めます。
固定資産課税データと法務局登記情報の連携	固定資産税の課税に必要な土地・家屋の登記情報に異動があった場合は、法務局から送られる通知書に基づき、職員が入力しています。これをデータで固定資産税の基幹システムへ取り込むことにより、正確性の向上と業務の効率アップを目指します。
償却資産にかかる未課税物件調査の拡充	市内の法人に対する調査に加え、個人事業者や市外に本社がある法人にも調査対象を拡大し、適正な課税と税収の確保に務めます。
地方税共通納税システムの導入	国が eLTAX（地方税ポータルシステム）の整備の一環として、納税者（企業等）が複数の地方公共団体へ申告税・個人住民税（特別徴収分）の納税を一度の手続きで可能とする共通電子納税システムを 10 月より稼働させるのに合わせ、これに対応するために税システムの改修等を行うことにより納税者の利便性の向上を図ります。 対象税目は、令和元年（2019 年）10 月 1 日時点においては、個人住民税（給与所得又は退職所得に係る特別徴収分）、法人市民税及び事業所税（これらの税と併せて納付又は納入することとされているものを含む。）。

## 4. 予算編成・執行

- ◆財務部は、税・契約・財産管理など内部事務を担っており、定期定例の予算執行が大半を占めていますが、できる限り執行段階での精査・工夫を行い、経費の節減に努めます。

## 5. 組織運営・人材育成

- ◆各業務においてスケジュールを精査するとともに、進行管理を的確に行うことにより、時間外業務の縮減に努めます。
- ◆入札・契約に係る職員の不正行為防止のため、総務部が実施するコンプライアンス推進の取り組みと連携して、全部局を対象とした合同研修会を実施することにより、より効果的な職員の意識啓発と向上を図ります。
- ◆税業務においては、公平かつ適正に賦課・徴収を行い、市民への説明責任を果たすため、固定資産評価、滞納処分、税制改正及び課税事務など専門的知識と経験が必要になることから、派遣研修やOJTを通じ職員のスキルを高めます。また、部内職員向けに「市税レポートひらかた」と題した情報誌を発刊し、職員の研究成果や実務、研修報告を掲載することにより職員の向上心も高めます。
- ◆債権（強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権）の性質に応じて弁護士職員の専門知識を活用したリーガル研修を実施し、市全体の（債権所管課）職員の人材育成を図ります。
- ◆市税以外の強制徴収公債権のうちの4債権（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所運営費負担金）の所管部署職員の徴収ノウハウ向上を図るため、所管部署と連携し、財産調査や滞納整理などの実践研修を行います。

## 6. 広報・情報発信

- ◆税に関する制度の情報発信  
税に関する制度や取り組みをわかりやすく、より広く市民に周知できるよう、広報ひらかたやホームページなどにある市税のページでの情報発信の充実に取り組みます。
- ◆租税教室の推進及び啓発  
次代を担う子ども達にも市の財政や市税の仕組みを理解してもらうことを目的として、市内小学校で開催する租税教室に税務室職員を講師として派遣するとともに、「税に関する小学生の習字展」の開催や、「中学生の税に対する作文」の優秀作品の掲載を行います。

